平成２２年（フ）第１２２４号
大阪府豊中市庄内幸町３丁目24番２―102号
債務者　松尾　公佑
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２２９号
大阪市東住吉区住道矢田２丁目14番８号
債務者　中村　康人
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２３０号
大阪市西成区松２丁目３番43号
債務者　筒井　政子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２３７号
大阪府枚方市渚西２丁目７番７号
債務者　喜田　眞澄
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２４５号
大阪府東大阪市荒本新町７番25―1004号　コスモ東大阪ステーションアベニュー　1004号
債務者　岐部　美佳
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２４７号
大阪市平野区平野東４丁目２番３号
債務者　萬谷　明美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４号
兵庫県小野市昭和町413番地
債務者　松本　竜二
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第５９５号
香川県高松市紙町426番地６
債務者　小田　真弓
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１１号
香川県高松市大工町４―10大工町ハウジング302号、住民票上の住所香川県丸亀市飯山町下法軍寺1166番地１
債務者　新居久美子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７１号
仙台市太白区砂押町８番19号
債務者　木村　　悟
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９２号
宮城県塩竈市南錦町10番７号　パセオプラシード伝上山ヒルズ102号
債務者　千葉　　亮
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９３号
宮城県塩竈市南錦町10番７号　パセオプラシード伝上山ヒルズ102号
債務者　千葉　　瞳
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
仙台市宮城野区栄５丁目18番１―606号、住民票上の住所仙台市泉区松陵４丁目17番地の２
債務者　石川　基貴
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
仙台市若林区上飯田１丁目18番25号　コーポリエールＢ―101
債務者　松下由加里
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２号
宮城県気仙沼市茗荷沢43番地97
債務者　笹野由美子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第４号
宮城県気仙沼市滝の入１番33号
債務者　山内　　純
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第４０７号
福島市森合字山ノ下１番地の10
債務者　立田　　一
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第４１６号
福島市飯坂町平野字山口10番地の３
債務者　佐藤知恵子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福島地方裁判所